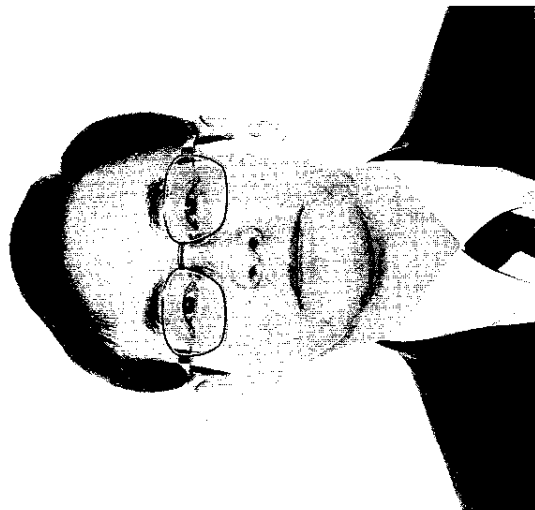


# 4年半より少ない30年間の土地使用補償

## 統一ルールである補償基準要綱・基準に背いている環境省の補償は破綻 大熊町・双葉町の真の復興のため、環境省は間違った補償を是正すべき



### 「前書き」これまでの取り組み

まず、一昨年7月号「金目でなく将来のためにも筋目を通したい」昨年4月号「環境省は補償基準第24条を適用すべき」に続き、中間貯蔵施設について当30年中間貯蔵施設地権者会（以下「当会」と記す）と環境省との団体交渉内容を記します。

4月10日午前拳時に大熊町の中屋敷地区と大川原地区が避難指示解除となり、5月7日から新役場庁舎での業務が始まりました。また双葉町も来春にJR双葉駅周辺等一部区域の避難指示解除に向けた取り組みが

行われております。これらは両町全体の復興に向けたスタートラインにやと立てたという気持ちです。

しかし、天災・人災・文明災である東電福一原発事故に起因した課題は山積しています。その課題の一つが中間貯蔵施設です。この事業は2045年3月12日まであり、仮置き場と同じく土地を一定期間だけ使用する公共事業です。当会は環境省と2015年1月から先月26日までに36回の団体交渉を重ねてきました。2017年7月第20回の団体交渉に

おいては、環境省提示の地上権設定契約書案を約30項目見直しすることで概ね合意。その後は土地価格、土地使用補償・安全、土地の返還と現状回復・復興等についての交渉を続けています。同時期に合意した環境省による当会への中間貯蔵施設に関する説明会は、第5回開催に向け環境省と日程等の調整中です。

昨年は門馬好春個人として3月か

### 「用地補償の交渉内容」当会の主張と環境省の見解

当会の主張は公共事業における国の統一ルールである「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱第19条

ら6月まで東京簡易裁判所で調停を行い不調に終わりましたが、申し立てた内容は各専門家の方々からも適正な補償要求であるとの評価を頂きました。そしてこの調停での主張は公共事業における用地補償の合理性・妥当性・公平性つまり適正な補償を求めた要求であることを確信出来たことは、大きな一歩であったと思います。

（昭和37年閣議決定・同基準第24条（同37年用地対策連絡会決定）において地表使用に係る補償は「使用す

る土地（空室又は地下のみ使用を除く）に対しては、地代又は借賃をもって補償するものとする」と明確に規定されているのでこれを適用すべきであるということです。

環境省は当初、要綱・基準の地表使用条項は短期のみで長期には適用出来ないとの見解でした。しかし環境省が2年8カ月間主張し続けてきたこの見解は、当会から「同条項は長期も対象であるとの指摘を受けた」後、所管省である国交省からも「長期も該当する」との是正指導を受け、平成29年9月6日ようやく当会に「長期も該当する」との訂正文書を出しました。

その後、環境省から中間貯蔵施設の「内規基準（平成26年12月26日制定）では、地表ではなく空室又は地下限定使用条項に地表の長期使用を加えて、同条項と同様に一括払いも出来るものとした」との説明がありました。しかしこの説明も環境省が「内規」を制定した時点では、要綱・基準の地表使用条項は短期のみ適用という見解でした。つまり、要綱・基準の地表使用条項は長期も対象と訂正した時点で、環境省の「内規基準」は明

らかに理論的根拠を失ったこととなります。ますます環境省の「内規基準」は訂正すべきです。

なお、環境省の「内規基準」は独自で作成したもので、国交省には事前相談はしていないと回答しています。更には環境省のこのような用地補償は原発事故後初めての経験とすることで、実際に福島地方環境事務所の用地部門の管理職も用地交渉者も国交省等からの出向が中心です。そうなるとなぜ、国家的な大規模である中間貯蔵施設の用地補償を国交省でなく環境省が行うことになったのかも大きな疑問として残ります。

環境省の見解は昨年10月2日の第31回団体交渉で次の通りの文書回答がありました。要綱・基準の地表使用条項と文書回答を比較するとその矛盾・間違いは明らかです。

「中間貯蔵事業における地上権設定に対する補償方針は、売買に代わる長期間安定的な土地の使用権を得るといった類を見ない用地取得に対して、損失補償基準を念頭（注①）に置き公共用地のルールの下で考え

得る適正な方針とするため専門家である不動産鑑定士の鑑定結果を踏まえ（注②）、環境省として決定したものであり、適正なものです」

（なぜ土地価格を超えられないかについては）「土地の買取り又は地上権設定の選択肢を提示している中で、所有権取得できる売買契約の補償額より将来土地を返還する地上権設定契約の補償額の方が高くなるのは、これは補償の原則である公平・公正を欠くことになり、環境省としては不適正と考えます。（注③）地権者会のお考えは理解しますが、これまでも説明したとおり、環境省の補償方針は適正なものと考えており、この方針を変更することはありません」

### 「実際の交渉過程」交渉場は11回で中間貯蔵施設は環境省独自の考え方

環境省は第31回目の当会との団体交渉前に環境省の主張を書面にまとめて福島県と大熊町・双葉町・マスコミ各社に説明し配布しましたが、なんと当会の主張を間違えて記載する失態を犯しました。昨年も同様に間違いを抗議しましたが、今回も交

渉時とその後電話やメールで間違いを何度も指摘し、完全な訂正までには約1週間を要し、7回の訂正を繰り返しました。別件でも環境省の誤った文書の訂正を認めさせましたが、明らかな間違いがある場合でも容易に間違いを認めないことに対し

交渉の場で環境省に本回答文書の矛盾点を指摘しても、きちんとした回答はありませんでした。環境省は間違いを認識しつつも、地権者との契約率も70%を超えていますので、このまま逃げ切りの方針が透けて見えます。



償の大きな問題点は、今後時間の経過とともにその不公平な補償額が更に拡大していく現実を招きます。

環境省は昨年4月から土地使用補償を段階的に引き下げると公表したものの、具体的な「地権設定割合」の補償額はまだ示していません。環境省が依頼した専門家である不動産鑑定士の不動産鑑定評価書に補償額の計算式は出ていますので、本来は補償額は公表出来るはずですが、当会は環境省の不公平で適正でない補償の事実を知って頂きたいことから、

### 「環境省が補償額を見直した場合の影響」既契約者との間に生じた齟齬

環境省が補償額を見直さない理由はいくつか考えられますが、その一つが補償額を国の統一ルールである要綱・基準の地表使用補償条項を適用し見直した場合、土地を売却した人からも土地の使用補償への変更契約を迫られることや地上権契約者からも地代補償への契約変更を求められることにも双方から損害賠償の請求が求められることなどが予想されます。当然、環境省の間違った補償の是正ですので、売却した方から地上権契約への変更契約を求められた場

交渉のマスコミ公開を要求していますが、環境省は個人の契約に影響するとの理由で拒否しています。環境省が公表している段階的引き下げなども個人の契約に影響するのではないかと反論するとタンマリです。

また、福島地方環境事務所長と本会参事官の交渉出席を要求しています。環境省は調整官等には交渉は任せているとの回答ですが、このような重要な内容について責任者が出てこないのは、環境省の姿勢が問われている大きな問題だと捉えています。

合、環境省は真摯にその求めに応じることが必要だと考えます。

以上の通り環境省が補償額を見直すことにより、土地の所有者の割合の増加が予想され、大熊町・双葉町の全体の復興にとっても、地権者の契約終了後の土地の返還と原状回復にも大きなプラス材料となると思量しています。その求めがどの程度拡大していくかによって、中間貯蔵施設はもとより、環境省が進めたい汚染土の再利用埋め立て計画にも大きな影響を与えていくこととなります。

### 「汚染土の再利用による管理・保管の減容化」

当会は設立当初から会則でも中間貯蔵施設は福島復興のために必要だと賛意を示しています。

しかし、二本松市、飯館村、南相馬市での汚染土再利用埋め立て計画等は、2045年3月12日までに福島県外の最終処分場へ搬出するという制度設計を根拠から覆す行為であり、中間貯蔵施設を建設する根拠が疑われます。何のために多くの地権者の皆様が、先祖伝来の土地を貸し出しまたは手放すことに協力しているのか、これは裏切りと言われても仕方がない行為です。

そもそもなぜ、国際的な基準と同じ原子炉等規制法の再利用基準100Bqを無視して原発事故による汚染土の再利用基準では80倍の8000Bqに引き上げてしまったのか。なぜトミオカエコテッククリーンセン

ターで8000Bq超10万Bq以下の汚泥や焼却灰を最終埋め立処分しなければならないのか。

原発事故による東電の賠償も多くの不条理を抱えていることから全国で裁判が行われておりますが、同様にこの中間貯蔵施設も多くの不条理を抱えていることも多くの国民の皆様が知って頂かなければいけないことだと思います。原発事故を起こした加害者側が都合よく進めるのは、決して許されることではありません。

同様に被害者である福島県、大熊町、双葉町が公共事業の憲法的な用地補償ルールである要綱・基準を根本的に原則から曲げた不公平な環境省の補償を受け入れた悪例を受け入れた原点だとされては決してしてはいけないことです。

### 「2045年3月12日に向けた汚染土補償対象地への搬出と地権者の返還」

このことは土地の使用補償契約である地権設定契約書第12条に返還と原状回復が記されており、同条第三項に環境省との返還の協議が調わ

ない場合は、契約は終了する旨を当会顧問弁護士であるいわき法律事務所越前谷元紀弁護士の強い要求により追加致しました。今年2月の第4

回環境省による説明会で地上権契約者から「協議の申し入れを受けたらどうするか」の質問に対する環境省回答は「拒否はしないで申し入れを受ける」というものでした。

原発から出るごみはどこも引き受け手がない難しい問題です。中間貯蔵施設のごみも同じです。だからこそ国は福島県外での最終処分場建設地の選定を早期に着手することが重要です。現在の環境省の中間貯蔵施設の先送りの工程表(注:中間貯蔵除去土壌等の減容・再利用技術開発戦略 工程表)ではやる気が全く感じられません。

この問題は国が被災者である福島県民に約束していることであり、工程表上の2025年からの最終処分方式の具体化への着手ではなく、いまずぐ取り組むべき最優先課題です。車を走らせてからブレーキを考えるような計画ではいけません。

中間貯蔵・日本環境安全会社法(平成26年11月27日改正)第3条には(国の責務)「中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」とのみ書いてあります。中間貯蔵施設の周

辺地域の安全確保等に関する協定書(平成27年2月25日締結)第14条では、環境省は再利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行い、中間貯蔵施設の敷地の跡地が地域の振興等利用されるよう協議を行うものとするのみ書かれているだけで強制力はありません。唯一法的強制力があるのは土地所有権に基づいた返還要求です。

その意味では大熊町・双葉町ともに原則、地上権契約ですので、当会は

### 「もしも」口厘くの思い

環境省はこのまま逃げきりたいのが基本方針のようです。しかし公共事業における国の統一ルールである要綱・基準の地表使用条項を環境省が曲げて独自の補償を継続することは、時間の経過とともにその補償の矛盾が拡大していくことは先ほど比較表や比較図等で示した通りです。

これからも当会は環境省がこの不公平で適正でない補償を是正するまで環境省と交渉を行って参ります。ルールは守らなくてはなりません。横断基準は歩行者用の信号が青になったら渡るという基本的なルールを

福島県にも福一原発の南側近隣に位置する県水産種田研究所跡地6万8000立方メートルなどの県有地について土地所有権を残した土地使用補償契約である地上権設定契約を強く要望しております。なぜなら、福島県大熊町・双葉町、地権者が土地所有権に基づいて、福島県民の被災者ら者が一体となつて国・環境省に対して福島県外最終処分場への搬出に向けた取り組みを行っていくことが求められるからです。

守らなければいけないのと同じです。決められたルールを守らないことを前例にしてしまうと、将来の公共事業でも同じことが起きてしまいます。このような悪しき前例を作るわけにはいきません。

それは福島県の復興のために先祖伝来の土地を断腸の思いで貸し出しや手放すことで協力してくれている地権者の皆様のために、また、国・環境省に対して声を出したくても出せない地権者の皆様のために、公平で適正な補償を求めていくことが福島県民への恩返しだと思うからです。